身体障害者障害程度等級表

等別	視覚障害	聴覚又は 平衡機能の障害		音声機能、言語障害又は そしゃく機障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
１級	両眼の視力（ 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ） の和が0.01 以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
２級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95 パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デジベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 １上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4 １上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの
３級	1 両眼の視力の和が0.05 以上 0.08 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90 パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90 デジベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 １上肢機能の著しい障害 4 １上肢のすべての指を欠くもの 5 １上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 １下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3 １下肢の機能を全廃したもの
４級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10 度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが ８０ デジベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 １上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれかの１関節の機能を全廃したもの 4 １上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 １上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて１上肢の４指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 １下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4 １下肢の機能の著しい障害 5 １下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 １下肢が健側に比して 10 ㎝以上又は健側の長さの 10 分の１以上短いもの
５級	1 両眼の視力の和が0.13 以上 0．2 以下のもの 2 両眼によるの視野の２分の１以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 １上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれかの１関節の機能の著しい障害 3 １上肢のおや指を欠くもの 4 １上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 １上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指の機能の著しい障害	1 １下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 １下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 １下肢が健側に比して５ ㎝以上又は健側の長さの 15 分の１以上短いもの
６級	１眼の視力が0.0２以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2 を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが ７０ デジベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 １側耳の聴力レベルが 90 デジベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デジベル以上のもの			1 １上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて１上肢の２指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて１上肢の２指の機能を全廃したもの	1 １下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 １下肢の足関節の機能の著しい障害
７級					1 １上肢の機能の軽度の障害 2 １上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれかの１関節の軽度の障害 3 １上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて１上肢２指の機能の著しい障害 5 １上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 １上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の著しい障害 2 １下肢の機能の軽度の障害 3 １下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか１関節の機能の軽度の障害 4 １下肢のすべての指を欠くもの 5 １下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 １下肢が健側に比して３ ㎝以上又は健側の長さの 20 分の１以上短いもの
備考	１．同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、１級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ２．肢体不自由においては、７級に該当する障害が２以上重複する場合は、６級とする。 ３．異なる等級について２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることが出来る。					

等別	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスよる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	4．「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第１指骨間関節以上を欠くものをいう。 5．「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6．上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7．下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう									